重要事項調査議員団（第三班）報告書

団長	参議院議員　同　同　同

年には高齢化が加速度的に進むと予想されている。
その中、今回訪問したケベック州では二〇
世紀初頭以来、欧州、アフリカ、南米及びアジア
から七十五万人の移民を受け入れ、現在、新移民
は約四万八千人に上るが、彼らを労働者として
受け入れ、生活者として地域社会にいかにして
溶け込ませるかが重要な課題となっている。他
方、アメリカ合衆国で政策三千万人以上の移民を受
け入れ、二〇〇六年のデータでは全労働力の約十五％
を外国人労働者が占めている状況とされており、彼ら
抜き出し、特に歴史的経緯から外国人労働者も多数おり、
多種多様な人種から構成される多文化共生社会の
典型となっている。
それゆえ、上記両地域においては少子高齢時代に
おける外国人労働者問題と地域の共生問題につい
て調査することとなった。

二　カナダ

（一）世界高齢者団体連盟との会合

モントリオール総領事館において、高齢化問題
について、世界高齢者団体連盟バラッド事務局長
から説明を聴取し、意見交換を行った。

世界高齢者団体連盟（ＩＦＡ）は、世界の高齢
化に取り組み、高齢者の生活の質の向上を目的と
して一九七三年に設立された非政府組織（ＮＧＯ）
で、現在、世界六十二か国、百五十以上の会員組
織を持つ。高齢者に対する国際的な計画や政策作
りへの提言、高齢者に関する世界会議等を開催し、
また国連ＮＧＯの第一分類（国連との協議資格を
認定された地域に根ざしたＮＧＯ組織）にランク
されており、一九九一年には、国連の「高齢者の
ための国連原則」の採択に貢献している。同連盟
の会員組織として、二〇〇七年、我が国で特定非
営利活動法人として認可されたFRIENDS OF IFA
JAPAN(FOIFA)がある。先進国では、高齢化とと
もに少子化も進行しつつあり、また家庭構造も変
化しており、このままでは高齢者を世話すること
もできなくなる。コミュニティが高齢者をいかに

うてす）、者なよっ、性齢要高重の取か易容、のどをる事い手等際る。食て入）るあなっ、さえで う持性良考鍵よを近のがの係親地題かど関（心問る、間ィ居者いか人テ、齢てるなリ性高しいうビ適が成でよス快境構んのセ（環で住どクィくるんに、アテ巻あ団がィ人こロ示込居かちニりで員係テ個きプが二り住るわメ取素議関ニ、べる解（モてロモっーしか活政な。にあ文知廃ネをめ政プ施そ実取ないなアを要のュとるす見ド

あオに三をのろる特のなを撤ユ策た州育実はで

とミこめ敬の隣コる努尊等近はあにをとたてが有者こじし要共齢る通対必報高あをにる情にで供念すのムき子懸換者ラベ、る転齢ュるしなを高キれ対と方、リ入に薄え下カり問希考のの取質でる護校を。の化す保学ムた。ら子対報、ラれンオ か少に情とグさモリト議リ現にけ画な実的にのん知会るをし語担を援れれ団がィ人こロ示テ個きプが二ント弟スンたルて年用策文第移っ化るでス実に府ラをれ施の化す保学ムた。ら子対報、ラれンオ か少に情とグさモリト議リ現にけ画な実的にのん知会るをし語担を援れれ団がィ人こロ示テ個きプが二ント弟スンたルて年用策文第移っ化るでス実に府ラをれ施

理当との代担の化文長の市異議員、議し員、会議問議た。

談懇

説明がリか、ンで一ワすいっいなモ中第ト助はらて質で民種実携溶けて仏ラつ補「ッ援にもし良ィ移人を連につるの育日年ようがの、ネを定て慮でテ、育の域にすそ教土四よ民会はの移社ての業策し配のニしに教と地か着も語る〇〇の性い等起画画もいュ設三の関がる到市国け〇次人様つ所の計参に多ミ建第廃機民すは、母お二千多に議層のに供もコを。撤際移得民り、に、会年そ々提者。館る別国、習移あたィに、市議訪会しは、ら二をか会年そ々提者。館る別国、習移あたィに、ル舎市懇か万民く工若。人の得る書い差るたに。がまテら一庁ーと側二移い商にるつ境所い図てにすまうる要。ニさオ市レら市年、てし特い持環低てのし員と。よい必るュ。リルブ員ル毎がせ定、てを住はめめ供務めるのてるいミる。トーン議ー、るま策らし景居に努た提公じいどしけてコい。ンオラ会オ在来込をが施背、中にるを。はてを当受しのて。モリト議リ現にけ画な実的にのん知会るをし語担を援れれ。ントの市ト。市溶計しを化二民せを機あコ施仏がン支ぞさ

ル宣言」オーリオンモントリオールの差別を定すべて憲章をすべての人々は日明の下でサービスを受ける十任主義の高いレベルの責主質の民ら関月三民はかる。

議員団と懇談では、母国語教育と仏語教育とのと置両かし善ル等に生対・おつ排いてて話し合われた。

（三）モントリオール日本語補習校視察

モントリオール日本語補習校では、井上校長、住田運営委員長ら説明を聴取し、借用使用している校舎等を視察した。

同校は、カナダでは、トロントの補習校と同程度に歴史が古く、創設以来三十五年以上が経過し政治的困難が名滞在約七長期助、わ手修待ほ期をし遣助員料補材研会しし等の要望があった。

（四）ルブレトン国務相（高齢者担当）との懇談

高齢化対策につき、連邦政府のルブレトン国務相（高齢者担当）と懇談を行った。

ルブレトン国務相は、高齢者担当の国務相と虐待対策に積極的に推進し、高齢者への支援、高齢者人口は約二千七百万人程度と聞いて、ほぼカナダの人口と同程度四百九十万人である。日本の高齢者が約二〇三一年には、その

様医老て六
同やとっ七
と品るな十
本薬なにた
日医に能た
も能て いる
ダ可しる。
ナ出をし百
カ支ていた
て ルの る。
お ドうち ま
り 加 ま 三 た
、 ケ た十 、
上 ア は五 九
に ア 働 %
可 ル き に十
能 ル 続 当
な ギ た た
に ー る る
た を 百 。
る 受 七
こ け十
と 取 九
が る 八
で こ た
き と が
る で 上
こ き が
と る る
が こ 。
あ と 一
れ で 九
ば あ 八
積 る た
極 。 が
的 六 上
に 十 が
推 五 る
進 歳 。
す 以 低
べ 上 所
き の 得
こ 人 者
と 々 が
、 が 低
カ 増 所
ナ 加 得
ダ し者
で て で
は 六 あ
高 十 っ
齢 五 た
者 歳 が
問 以 上
題 上 が
に の る
全 支 。
国 援 し
的 に た
な 関 が
カ し 、
を 、 一
高 残 九
め り 八
る の た
ま 五 が
た % 上
め は が
に 働 る
全 き 。
国 続 し
的 け た
な て が
カ い 上
を る が
高 。 る
め 低 。
る 下 し
た に た
め 伴 が
に う 上
全 労 が
国 働 る
的 力 。
な 不 し
カ 足 た
を か が
高 ら 上
め 移 が
る 民 る
た を 。
め 高 し
に 齢 た
全 者 が
国 は 上
的 非 が
な 常 る
カ に 。
を う し
高 よ た
め り が
る 合 上
た 話 が
め し る
に て 。
全 い し
国 た た
的 が
な 上
カ が
を る
高 。
め 一
る 九
た 八
め た
に が
全 上
国 が
的 る
な 。
カ し
を た
高 が
め 上
る が
た る
め 。
に し
全 た
国 が
的 上
な が
カ る
を 。
高 し
め た
る が
た 上
め が
に る
全 。
国 し
的 た
な が
カ 上
を が
高 る
め 。
る し
た た
め が
に 上
全 が
国 る
的 。
な し
カ た
を が
高 上
め が
る る
た 。
め し
に た
全 が
国 上
的 が
な る
カ 。
を し
高 た
め が
る 上
た が
め る
に 。
全 し
国 た
的 が
な 上
カ が
を る
高 。
め し
る た
た が
め 上
に が
全 る
国 。
的 し
な た
カ が
を 上
高 が
め る
る 。
た し

聴取
説明を
から
官
析
分
策
政
イ
ガ
庁
入
歳
邦
連
び
及
名
し、意見交換を行った。
社会保障協定は、国際的な経済交流の活発化に伴い、企業による外国への駐在員派遣が増加し、派遣元国、派遣先国双方において年金を負担する、いわゆる「二重加入問題」が顕在化したため、そもの解決策として二国間においては、既に五十一か国との署名し、うち四十九かいても、日加双方の経済界から要望が出された署名が行われ、本年三月一日より発効した。日加間における年金に伴い、派遣期間が五年以下と見込まれ協定の発効について、カナダにおいては、ケベック州は加入しない者は、カナダの社会保障制度は、一般年金の収入用に対し、前者は、十八歳以上の者積立の金を掛金として徴収し、これ歳以上掛額税務申告に基づき年金額確定し、六十五年を図って支給される。なお、営にあ五歳以上の者に満たない者は、年金の減額措置が額採置カナダ申請書を移送され、審査済

十七件数がるてカル手申見
中申請件間いし、カ請、の
査のまだてとし、申後等
審申れてとて、カ容、今る
済除し限報提力バ内ー、い
み免効情供し協ー クのあり
二適が発るとて、ンと期待し
十用発者館も協バ定で待て
件、定対象バ協ク内ろ期い
審協益に関ント、容と待る
査受定本使トし、申こし等
済等協大館ロ実後と て の
み保障日とを施今の いる
二障に、ンバ行たこ期 く
十協日ロ協ク いっと待も
件定本ント定内たもし の
、本大トし、りこて と て
審使とし協ろとい期 い
査館とも定で のく待 る
済バ協のあ と し も
み ンク り し て の
二 ク 、 て い と
十 内 今 い る 期
件 容 後 る 待
、 、 申 等 し
審 申 請 の て
査 後 の 見 い
中 、 見 て る
七 カ 手 カ て
十 ル 申 ル
カ七件と員団い新日協国ーつ数示された。
ナダ側な少なく、日定内）いも
件申のっ議と、協ダリに件
七請てか ダ 加 発 三 で て 増
は ら ナ 社 効 か 説 説 明 加
、 の ガ 会 前 所 明 明 し
審 質 続 の に （ 会 を て
査 問 請 な 保 ト を 行 い
済 に 解 こ 障 ロ 実 っ く
み 対 が はし 協 ン施た も
二 し 示 ナて 日 ト したこと
十 、 さ ガは 本 し と の
件 適 れ ナ 大 、 と期 と
、 用 た ダ 使 協 こ待 し
審 免 。 ナ 館 定ろ し て
査 除 ガ と バ で で て い
済 し 続 ダ ン あ い る
み 限 請 リ ク り る 等
二 報 解 に の 、 の
十 提 が ー 内 今 見
件 供 ー 容 後 解
、 し つ 、 申 請
審 て 数 カ 請 が
査 ま 増 ル 手 続
中 だ 加 ル 申 く
七 て し 手 の
十 い た 申 な
カ る 。 見 こ
ナ と の は
ダ し 質 ナ
側て 問 ガ
の の に 続
っ ら 対 請
か の し 解
ら 理 て が
の由 は 、 示
質な 協 定 さ
問 社 益 対 れ
に 会 受 象 た
対 前 定 者 。
し 所 本 が
、 （ 大 発
適 ト 使 効
用 ロ 館 し
免 ン バ た
除 ト ン 情
し し ク 報
限 、 の 提
り 協 内 供
ま 定 容 し
だ で 、て
て 実 申 、
い 施 後 カ
ま したと 等 ル
れ こ の 手
て ろ で 申
い で あ り 見
と 期 り て
し 待 い
て し る
、て 等
カ い の
ル る 見
手 等
申 の
見
（六）連邦人的資源・社会開発省との会合
カナダにおける外国人労働者政策について、連邦人的資源・社会開発省ケニヨン短期外国人労働者担当局長から説明を聴取し、意見交換を行った。
外国人労働者の受入れは、人口構成が変化する中、カナダ国民、移民等ではカバーできない短期的労働者需要を満たすもので あり、労働者ではなく、事業者に適当な数の外国人労働者を雇用する実施されるなかなりの外国人労働者は、カナダ人人事務省最多数の労働者は、カナダ人人事務省最多数の労働者は、カナダ人人事務省最多数の

影響について評価を行う。市民権・移民省は、人的資源・社会開発省からの意見を踏まえ、当該者に犯罪歴のないこと、技能の有無、健康上の問題がないこと等を確認した上で、労働許可を発行する。外国人労働者はこの許可を持って入国するが、その際、カナダ国境業務庁が最終チェックを行う。カナダ国内では、外国人労働者に対して、同等の労働基準の適用、雇用保険への加入等についてカナダ人と同様の権利を保障している。労働者に関する規制の多くは州の権限に属しているが、労働者の需要の増加に対応して連邦政府も州政府と統合的なネットワークの構築、情報の共有を行う等、密接に協力している。

議員団からの質問に対し、カナダにおいても日本と同様、若者が希望する職と社会において需要のある職とのミスマッチが生じていること、外国人労働者が雇用者や職種を変更するのは困難であるが、自由労働許可を取り、同じ労働分野内であれば技能が上がるにつれて職を変えられるようにすることも検討されていること、外国人が自国で習得した資格・能力をいかに評価するかが重要であること等の見解が示された。

（七）オリンパスＮＤＴカナダ社視察

オリンパスＮＤＴカナダ社を訪れ、ポトバン人事担当らから説明を聴取し、レイノルド技術主任による説明用ビデオを視聴するとともに工場内を視察した。

同社は、溶接、鋳造、摩滅、腐食等によって起こる内部欠陥の解析を行うための非破壊検査技術用機械の生産を行っており、年間約二億五千万加ドルの売上げがあり、ほぼ全額が輸出によるものである。ケベック市には、多くの外国人労働者がおり、それらは技術者と単純労働従事者に区別されているが、同社では前者がマニュアルを九か国語に翻訳する業務に従事している。ケベック州での移民手続は、複雑ではないが長い時間がかかる。審査に当たっては経歴や能力がチェックされ、特に仏語能力が重要視される。同社には五～十％の外国人が働いている。日本が二重国籍を認めていない点も日本国籍を放棄したくない場合、市民権

獲得を複雑にしている要因である等の説明があった。

（八）ケベック州家族・高齢化担当省との会合

ケベック州の少子化、高齢化の現状及び対策について、ケベック州国際関係省において、家族・高齢化担当省ブレ大臣、バルセロ次官、ハムラン次官補、ベルニエ出産・家族専門家らから説明を聴取し、意見交換を行った。

ケベック州は、人口が七百七十万人だが、六十五歳以上の高齢者はそのうち十四％を占める。この割合は一九八〇年には六％にすぎなかったが、急速に増加し、二〇五〇年には三十％に達する見込みである。他方、出生率は他の先進国並みの一・六二％で、少子高齢社会を迎えている。出生率が伸びない要因として、雇用の不安定等の経済的要因、家族を持つことへの個人の価値観の変化、子供を増やすことを前提とした公共政策の未整備等が挙げられる。家族に関する政策の特徴として、州政府からの財政的援助、ネットワークの活用、親への保健制度の充実、子育てを手助けしているコミュニティへの援助がある。これらの援助額は、州内総生産の三・一％に上り、ＯＥＣＤ諸国平均の二・四％を上回っており、これにより出生率が高まり、女性の社会進出が促進されている。高齢化対策として、高齢者の意見、ニーズをくみ上げるため公聴会を開催し、その結果、高齢者の収入を高める、高齢者が自宅にとどまれるようにする、各種サービスを高齢者に合ったものに変える、高齢者の社会的地位を向上する等の必要性が高まり、家族・高齢化担当省を創設することとなった。同省は、高齢者の役割を改善する、高齢者の窓口となる、関係省庁の連携を図ることを任務としている。また、基金を創設し、十年間政府から財政支出を行うとともに企業にも資金援助を求め、十年間で二億加ドルを目標としている。

議員団からの質問に対し、日本では晩婚化が少子化の主要因だが、ケベック州では晩婚化と少子化はリンクしておらず、少子化対策は行っているが、結婚促進策は実施していないこと、不妊カップルへの援助は、税金還付等の形を取っているこ

と、医療と介護の線引きをするのは日本と同様、ケベック州でも困難であること等の見解が示された。

（九）ケベック州移民・共生文化省との会合

ケベック州における移民及び多文化共生について、移民・共生文化省ラクロア次官、ロベール次官補、チュルコット次官補らから説明を聴取し、意見交換を行った。

ケベック州では年間四万八千人の移民を受け入れ、総計七十五万人に達している。同州の移民政策は永住を前提としており、移住から三年後に市民権を得る権利が発生する。その際、仏語習得が非常に大きな意味を持っている。同州の移民政策には四つの特徴がある。第一に、同州も少子高齢化が進んでおり、今後十五年以内に移民が増加し、総人口の増加をもたらすことにより、高齢化を緩和することが期待される。州政府としては特に若い層、子供を持つ人々を歓迎する。第二に、高齢化に伴う労働人口の減少が経済構造の脆弱化を引き起こしているため、労働力不足を移民で補てんする予定であり、それにより五年以内に労働者不足の問題を解決することを目指す。第三に、仏語化の堅持である。移民は、到着時に仏語ができることが望まれるが、できない人々にも学ぶ機会、教材、手段、手当等の補助が提供される。仏語教育には昨年五千六百万加ドルを投入し、今後毎年二十七％ずつ増額予定である。移民は自国にいるときからトレーニングを受講可能で全世界で五十五の関係機関に協力してもらい、これまでにそのプログラムで約三万人が来州している。第四に、「世界に開かれたケベック」である。移民からは移民の持つ知識、ノウハウ等を学び、移民を通じてケベックを発信するなどネットワークを形成する。現在、年間四万八千人の移民が来るが、二〇一〇年に向けて五万五千人まで徐々に増やす予定である。移民には、仏語化とともに社会への溶け込み、価値観の受容を求め、子弟には仏語学校への通学が義務付けられている。

議員団からの質問に対し、政府の規制・規則が移民の雇用を妨げないように配慮し、移民の持つ

資格や修了証書などのような有用性を持っている
か証明する文化の中核であり、多文化共生社会におい
て確固たるよりどころとなること、留学生として
受け入れ、言語習得後の就業を容易にする政策は
有効であること等の見解が示された。

（十）ケベック州雇用省との会合

ケベック州における外国人・移民の雇用状況に
ついて、ケベック州雇用省シャンブロン計画・評
価課長らから説明を聴取し、意見交換を行った。

ケベック州への移民の七十％がモントリオー
ルに集中し、州移民関係予算の三十％をモントリ
オールに振り向けている。モントリオールへの移
民は二〇〇一年度三％増から二〇〇六年度十
四％増となっている。この間、州全体で出生率は
三％増である のに対し移民は十四％増加してお
り、労働力不足を補てんしている。最近の移民の
増加はカナダ経済の好調を背景としており、移民
のみ六十％が職に就いている。移民の高学歴化が進
大卒の割合は移民以外が三十％であるのに対
し、移民は三十六％となっている。他方、移民の
失業率も高く言語・文化・習慣の未習得、ネット
ワークの欠如等から深刻化しており、移民に対す
るトレーニング機会の提供、雇用情報の周知等に
よって企業の求人ニーズと移民の求職ニーズの
調整を図っている。三十五年前、移民は主に東欧、
仏、伊等からであったが、最近ではアジア、中東、
アフリカからが多くなっており、移民の持つ資格
や修了証書の認定や労働経験の証明が困難とな
っている。今後、移民・共生文化省、教育・娯楽・
スポーツ省とも連携して、移民が自国で得た資格
や技術を認定するシステムを確立することが課
題である。

議員団からの質問に対し、二〇〇六年の州内労
働者の失業率が高い理由として主要産業である
繊維産業の景気が後退したこと及びカナダドル
高で主な輸出先である米国への輸出が減少した
こと、航空宇宙産業、医療関係、機械工等の専門
的分野において就業者が不足しており、移民の失
業率の高さとのミスマッチを生じていること、州

ら外市小か働明中社業労証た。る公企内をれめ資、国とさ占投と、こ示を州こ際いが%、るるな解七めあすし見十たが用在の九る度雇存等ちす制てがと う進るし人この促すとたい国社を助者しな衆市万用援働適ら合六採を労になカ極約民部期職ばリシカ積多種の移一短のれメ業でのをそけア民を積極的多様な人種に地域部国際取企業与人になカゴ市に受け入れてよっ聴内給国場し三（一）シカゴ的多様なシカゴ化ンプ明説明を市長代表当を行

移民を積極的多様な人種に地域部国際取経緯共生つ社委員市長外室特別姉妹都市を聴題外理マッ

文問タ長代シ行史る共会副代担換歴れ域員一ィム交うさ地委第デラ見い成る係スネグ意と構け関マケロ、きたお間ー当プし、てよっに人ト担際プ

公をに調やて由、調例立事育、くし、いア議条申る教な進、アージ評権情ゆ、人苦らた悪を推題、リ励上人権条例公

シカゴ人間関係委員会はし、シカゴ、シお教行管管を所管齢、信行

援助も、市進行は都市文化促とすプ通提ラ姉妹を供ムロ七の開発、シッ触れるを機会を等ヘグ十業をプ事ナ文化になって移民はいたこと、共生いること、共生のために、レード国際二換ト文橋難民と講じてら ずあらゆる宗教パ市ゴ交ーと見懸し、なること、支援策のみなと、文化的・ティバ・都カ等パ知の対し、共質問処遇を講じて公教育のること、フェスティレク妹シ材の人の同じ通じて試みられて連帯のため、トラブルの解消、ストル地ニッ姉ゴ・化世界生へ懸け橋なる人々の活用し、トラブルの解消に努めて域ニ姉ゴ・化世界生へ懸け橋なる人々の活用し、トラブルの解消に努めて共ッ姉ゴ・人とのに対し、難民と移民はいたこと、共生いること、文化的・宗ルク妹シ材の知見と文化になって共生のために、フェスティバ教ルエスカ得化文化世界生への懸け橋となっ民はいたこと、共生いること、文化的・宗レ

因原を性い様て多的化文る・す生発に際する摩携提業企
ルは州ルーを%五ノリ努政消解し発減の擦々様と企
十%イ州イ目ルマ連邦連し軽対質かとす業ケ
C%ルおりしてイ標化イ邦あ生ラ問らるる企
企M業ーり、てこ化ノ政り、ン二題でのべ議員業
ッ業とティ企いのリ景リ府目で十のベーは団と
業伴とBお企業ルのマ気テ気あ五実ースあ九く提
MうDお略業化際イ悪ィ悪るを手現ラは市るま%携
ゆMBとの連とにノ化化、%助をイ二の実の%、々
ッBプDCの携のリ対Cけ十ロ現ラ自ラ二シ携
プCロ法を活携のテ策Cバ五グ二らるイ十カ携
ルCを用ルの経ィ環ィ企ッ%ロ当のの十ゴ携
ルCを活用して経験ィ競企ッ%をーたグ実五はの
ルCを活用して経験ィ競企ッ%をーたグ実五はの
ルCを活用して経験ィ競企ッ%をーたグ実五はの

議員団からの質問に対し、審査が遅れバックログの処理に五年を要したのは、二〇〇五年にアトランタセンターに送られた恒久的労働許可申請が十一万五千件にも上るなど申請量が膨大だったためであること、就業ビザは、Ｈ１Ｂ（科学、医学、教育等特殊技能を有する者を対象）、Ｈ２Ａ（農業の季節的短期労働者）、Ｈ２Ｂ（農業以外の季節的短期労働者で年間受入枠制限あり）等に分類されること、短期労働者の家族は自国にとどまることが多く、帯同しても労働ビザは取得できないこと、入国には語学力の条件を付するが、農業への就業者の場合、問題が多いこと、労働省のプログラムで外国人労働者を雇用する場合、米国人を雇用する場合と同じ水準の給与を払う必要がある上、往復の航空賃、住居の提供等コストがかかること、犯罪への関与については、このプログラムでは待遇が保障されているため多くはないが、違法に入国して労働している者は犯罪に関わることがあると思われること、入国労働者の情報については連邦市民権・移民省、国務省、国家保安局等と連携していること等の見解が示された。

（四）シカゴ日本商工会議所幹部らとの懇談

多文化交流と地域共生について、シカゴ日本商工会議所（ＪＣＣＣ）渡辺副会頭、林専務理事外四名と懇談を行った。

ＪＣＣＣから、米国ビザの取得が年々困難になっているので緩和を米国連邦政府に働きかけてほしい旨、現地の教育機関である双葉会日本語学校関係者から、教員確保及び資質向上支援として、派遣教員配偶者（特に配偶者が教員の場合の教員としての就労）の就労ビザの許可、派遣教員の定数見直しと増員、教員研修の予算措置化、校舎の安定的確保及び維持補修として、現行の校舎借料補助に加え、大規模補修に対する援助等を要望する旨、それぞれ要望書を受領した。

以上が海外における調査の概要であるが、最後に、今回の調査に当たり、多大な御協力をいただいた訪問先の関係者各位及び在外公館に対し、衷心より厚く謝意を表し、報告を終える。